

〔事案 28-294〕 契約無効等請求

・平成 29 年 7 月 13 日 裁定終了

※本事案の申立人は、〔事案 28-293〕の申立人の配偶者である。

＜事案の概要＞

募集人が適切な説明をしなかったため、契約の内容を理解せずに各契約を締結したなどとして、錯誤による契約の無効等および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

＜申立人の主張＞

平成 26 年 11 月および同年 12 月に契約した個人年金保険（米ドル建）について、以下の理由により、契約を無効とするか、または取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

(1) 募集人は、契約内容について適切な説明をせず、自分は契約内容を理解しないで契約した。

募集人は、自分の子である被保険者に対しても、契約内容の説明をしていない。

(2) 自分は高齢であり、金融商品の知識も、資産を増加させたいという希望もなかったのに、募集人の勧誘を受け、契約を締結させられた。これは、適合性の原則に反するとともに、不当な乗換行為の禁止にも反する。

(3) 本契約の募集は、消費者契約法第 4 条 1 項 1 号の不実告知、同項 2 号の断定的判断の提供、同条 2 項の不利益事実の不告知に該当する。

(4) 各契約の申込書については、自分が記載したのは名前のみで、その他は募集人が記載したものである。

＜保険会社の主張＞

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

(1) 募集人は、契約時、申立人および申立人の夫に対して、ご契約のしおり、設計書等を用いて、契約内容を説明している。被保険者も契約時に同席しており、内容を理解したうえで、署名捺印している。

(2) 募集人は、申立人より「銀行金利より良いものは無いか」と問われて、本契約を提案した。

(3) 申立人は本契約の前に、外貨建ての保険契約を締結し、利益を得ており、為替リスクも理解していた。

(4) 本契約は申立人の利益になる面もあり、不当な乗換には当たらない。

(5) 各契約の申込書について、契約者・被保険者の署名以外は募集人が記入しているが、それをもって契約の意思がなかったとはいえない。

＜裁定の概要＞

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を確認するため、申立人および募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、当審査会は、申立人が何らの説明も受けず、契約内容を理解せず（何らかの誤解をして）契約したとは認められず、その他の申立人の各主張も認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。